

原子力被災 12 市町村農業者支援事業 実施状況に係る点検評価

1 令和 2 年度原子力被災 12 市町村農業者支援事業実績

(1) 事業の実施状況

本事業は、平成 28 年度の国の第 2 次補正予算(平成 28 年 10 月 11 日成立)に基づき措置されたものである。

令和 2 年度は、農業者、関係市町村、農業関係団体等に対する事業内容の周知等を経て、計 4 回(①令和 2 年 2 月 5 日～同年 2 月 28 日、②同年 5 月 18 日～同年 6 月 19 日、③同年 8 月 17 日～9 月 11 日、④同年 10 月 26 日～11 月 13 日)事業の申請を受け付けた後、事業実施計画書の審査及び承認を行い、10 市町村(川俣町、田村市、南相馬市、飯舘村、広野町、檜葉町、富岡町、浪江町、川内村、葛尾村)において事業が実施された。

(2) 事業実績

① 事業実施計画承認件数、事業費及び補助金

令和 2 年度の事業実施計画承認件数は 165 件となり、事業費は 1,950,188 千円(補助金 1,425,514 千円)となった。

なお、このうち、補助対象経費限度額が 1 千万円を超えるものは 72 件であり、その事業費は 1,486,168 千円(補助金 1,079,915 千円)となった。

② 事業内容別の実績

事業内容別の実績は、トラクターや田植機、コンバイン等の農業用機械が 828 台の 1,165,416 千円(補助金 859,671 千円)と最も多く、次いでパイプハウス(218 棟)、果樹棚(3 か所)、農機具格納庫(9 棟)等施設が 774,680 千円(補助金 558,326 千円)、施設の撤去が 1,123 千円(補助金 843 千円)、果樹の新植、花卉等の種苗の導入が 8,968 千円(6,674 千円)となった。

【表 1 事業項目別の事業実績】

福 島 県 計	農業用機械等の導入	トラクター 57 台、田植機 27 台、 コンバイン 32 台、乾燥機 19 台、 色彩選別機 14 台、ホイルローダー 4 台、 管理機 25 台、マニユアスプレッダー 2 台、 その他機械 648 台	1,165,416,053	859,671,000	165	事業実施 計画者数 163 者
	施設の整備等	パイプハウス 218 棟、農機具格納庫 9 棟 果樹棚 3 か所、灌水設備 1 式、低コスト耐 候性ハウス 3 棟、農機具格納庫改修 1 か所	774,680,404	558,326,000		
	施設の撤去	パイプハウス 18 棟	1,123,540	843,000		
	果樹の新植・改 植、花き等の種 苗等の導入	果樹・花き種苗 21,744 本、資材 5 件	8,968,503	6,674,000		
	合 計		1,950,188,500	1,425,514,000	165	
	(うち、補助対象経費限度額が 1 千万円を超える事業実施計画)		(1,486,168,301)	(1,079,915,000)	(72)	

③主な作目別の事業内容

事業実施計画の主な事業内容を主な作目別にみると、水田が74件と最も多く、次いで野菜51件、果樹・花き35件、牧草7件、その他18件であった。

【表2 主な作目別の事業内容】

福 島 県 計	水田	トラクター 38台、田植機 27台、コンバイン 27台、乾燥機 17台、 色彩選別機 12台、管理機 2台、マニユアスプレッダー 2台、 その他機械 392台、パイプハウス 56棟、農機具格納庫 5棟、 農機具格納庫改修 1か所、パイプハウス撤去 15棟	74	444.2ha
	野菜	トラクター 12台、管理機 15台、その他機械 143台、パイプハウス 102棟、 農機具格納庫 3棟、灌水設備 1式	51	95.6ha
	果樹・花き	トラクター 7台、管理機 6台、その他機械 73台、パイプハウス 63棟、 農機具格納庫 2棟、ブドウ棚 3か所、低コスト耐候性ハウス 3棟、 パイプハウス撤去 3棟、種苗 21,744本、資材 5件	35	9.8ha
	その他	牧草：トラクター 4台、ホイールローダー 2台、マニユアスプレッダー 1台、 その他機械 28台 そば、きのこ、大豆、小麦、エゴマ、ナタネ等：トラクター 7台、 コンバイン 5台、乾燥機 2台、色彩選別機 2台、管理機 3台、 その他機械 65台、パイプハウス 8棟	7 18	38ha 27.4ha

注) 主な事業内容、採択件数の数値は、複数の作目で機械・施設が使用される場合は該当する各作目に各々計上されているため、その数値の合計は表1の合計値とは一致しない。

2 原子力被災12市町村の避難地域等における営農再開の状況

原子力被災12市町村の避難地域等における令和2年度末の営農再開面積は6,577haとなり、平成23年12月時点の営農休止面積(17,298ha)に対する営農再開割合は38.0%となった。

また、営農再開面積と営農再開割合は、前年度に比べて、それぞれ1,009ha、5.8%増加した。

【表3 原子力被災12市町村の避難地域等における営農再開の状況】

単位:ha

市町村名	営農休止面積	営農再開面積		
	(平成23年12月)	令和元年度(A)	令和2年度(B)	対前年度増減 (B-A)
川俣町	375	149	171	23
田村市	893	523	507	-16
南相馬市	7,289	3,841	4,262	421
広野町	269	218	230	12
檜葉町	585	231	385	154
富岡町	861	15	30	16
川内村	605	366	354	-12
大熊町	936	0	0	0
双葉町	723	0	0	0
浪江町	2,034	39	134	96
葛尾村	398	41	57	16
飯舘村	2,330	146	446	299
合計	17,298	5,568	6,577	1,009
(営農再開割合)	—	32.2%	38.0%	5.8%

資料：「福島県営農再開支援事業 令和2年度事業実績報告書」をもとに作成

※面積の合計は四捨五入の関係で一致しない。

3 事業実施状況に関する点検

- (1) 事業の実施に当たっては、市町村、関係団体向け説明会の開催、農業者向けに事業申請期間中の相談会の開催、対象市町村内での広報、官民合同チーム営農再開グループ((公社) 福島相双復興推進機構、東北農政局、福島県農業振興課及び農林事務所農業振興普及部・農業普及所が構成員) による農業者に対する個別訪問調査時における事業内容の紹介・助言を行うことにより、事業の周知と利用促進を図った。
- (2) 過剰で不効率な事業投資とならないように、事業申請書の内容審査や複数の見積りによる事業費チェックに取り組むことにより、事業の効率性、有効性が十分に確保されるように実施した。
- (3) 早期に事業着手できるように、複数の担当職員で分担して審査期間の圧縮を図った。

4 事業目標に対する評価

- (1) 本事業は令和2年度に事業期間を延長し、令和7年度を終期としたところであり、引き続き、6割再開を目標として事業を実施することとしている。

(2) 町内の一部区域で避難指示が解除された双葉町（令和2年3月）、大熊町（平成31年4月）では、帰還する人が依然少ない状況のため、保全管理が中心で、営農再開までには、時間がかかる状況にある。

一方、平成29年までに町内の一部区域で避難指示が解除された川俣町・浪江町・飯舘村（3月）、富岡町（4月）では保全管理が完了しつつあり、営農再開面積が徐々に拡大している。

そのため、令和2年度から、国、県、JAが連携して、避難地域の市町村に人的支援を行い、避難地域での営農再開に向けた取組を強化したところである。

また「高付加価値産地構想」の実現に向けて、より多くの農業の担い手が当該地域で営農を開始することができるよう令和3年度から関係機関が一体となって取組を進めることとしている。

原子力被災12市町村農業者支援事業補助金は、個人の農業者への大きなインセンティブであり、当該補助金を活用し営農再開、新規就農することで、地域に定住し避難地域の活性化に大きく寄与する可能性がある。

引き続き、これらの取組によって震災前の住民のみならず、外部からの新たな就農者を確保し、営農再開を鋭意進めることで最終的な事業目標の達成を図ることとする。